

公募型プロポーザル公告

下記のとおり「小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業」に係る公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和 5 年 7 月 1 4 日

小林市長 宮原 義久

記

1. プロポーザルの名称及び方法

(1) プロポーザルの名称

小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業に係る公募型プロポーザル

(2) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

2. 業務の概要

(1) 発注者 小林市

(2) 事業名 小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業

(3) 施工場所 宮崎県小林市南西方字十三塚 2 0 8 5 番地ほか 小林総合運動公園内

(4) 工期 契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

(5) 予定価格 4, 5 7 5, 7 2 5, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3. プロポーザルへの参加資格等

次に掲げる要件の全てを満たす共同企業体とする。

(1) 参加者の構成は、以下のとおりとする。

ア 参加者は、新施設の施工に関する業務を行う企業 3 者で構成する特定建設工事共同企業体と、新施設の設計に関する業務及び新施設の工事監理に関する業務を行う企業 2 者で構成する設計・工事監理共同企業体により構成する、小林市健幸のまちづくり拠点施設整備共同企業体とする。

イ 小林市健幸のまちづくり拠点施設整備共同企業体の構成は以下のとおりとする。

① 特定建設工事共同企業体

構成員	内容
代表構成員	新施設の施工に関する業務を行う企業であり、特定企業体の中で、出資比率が、建設工事費に対して 50%以内で、かつ最大の出資比率の者。
構成員 A	新施設の施工に関する業務を行う企業であり、特定企業体の中で、出資比率が、建設工事費に対して 30%以上で、特定企業体の中で 2 番目の出資比率の者。
構成員 B	新施設の施工に関する業務を行う企業であり、特定企業体の中で、出資比率が、建設工事費に対して 20%以上で、特定企業体の中で 3 番目の出資比率の者。

② 設計・工事監理共同企業体

構成員	内容
構成員 C	新施設の設計に関する業務及び新施設の工事監理に関する業務を行う企業であり、設計監理企業体の中で、出資比率が、実施設計及び工事監理に係る委託業務費に対して 80%以内で、かつ最大の出資比率の者。
構成員 D	新施設の設計に関する業務及び新施設の工事監理に関する業務を行う企業であり、設計監理企業体の中で、出資比率が、実施設計及び工事監理に係る委託業務費に対して 20%以上の者。

- ③ 新施設の施工に関する業務と新施設の工事監理に関する業務の各業務に当たる者の間に資本面又は人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ施工に関する業務と工事監理に関する業務を担当することはできない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

- ④ 参加者の構成員が、他の参加者の構成員として本プロポーザルに参加することはできないものとする。また、参加者の構成員のいずれかと資本面又は人事面において関連のある者が、他の参加者の構成員になることはできないものとする。
- ⑤ 本プロポーザルへの参加手続き及び本市との対応窓口は、代表構成員が行うこと。

## (2) 参加資格要件

### ア 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく小林市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ② 公告日から選定事業者決定までの間に、小林市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する要綱による指名停止を受けている者でないこと。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ④ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税、市税等の滞納がないこと。
- ⑤ 本事業についてデザインビルド事業者選定アドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。
- ・日本工営都市空間株式会社
  - ・林総合法律事務所
- ⑥ 小林市暴力団排除条例（平成23年条例第25号）に基づく措置要件のいずれかに該当する者でないこと。
- ⑦ 選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

### イ 個別の参加資格要件

#### ① 代表構成員

- 1) 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- 2) 令和5・6年度小林市競争入札参加資格者名簿（建築一式工事）に登載されている者であること。
- 3) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評定値（P点）が1,200点以上ある者であること。
- 4) 元請（JVの場合は代表構成員）として、国又は地方公共団体、これらに準ずる団体が発注した建築一式工事で、延床面積6,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、増築の場合は、増築部分の延べ面積が6,000㎡以上のものに限る）が平成24年4月1日以降に完了した実績を有する者であること。

#### ② 構成員A

- 1) 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- 2) 令和5・6年度小林市競争入札参加資格者名簿（建築一式工事）に登載されている者であること。

- 3) 宮崎県内に本社を有する者であること。
- 4) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評定値 (P 点) が 800 点以上ある者であること。

③ 構成員 B

- 1) 建築一式工事について、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 15 条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- 2) 令和 5・6 年度小林市競争入札参加資格者名簿 (建設工事) に建築一式が登載されている者で、A 等級に格付けされている者であること。

④ 構成員 C

- 1) 令和 5・6 年度小林市競争入札参加資格者名簿 (建築設計) に登載されている者であること。
- 2) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしている者であること。
- 3) 元請 (共同企業体の場合は代表構成員) として、国又は地方公共団体、これらに準ずる団体が発注した基本設計又は実施設計業務で、延床面積 6,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築、改築、増築 (ただし、増築の場合は、増築部分の延べ面積が 6,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る) が平成 24 年 4 月 1 日以降に完了した実績を有する者であること。

⑤ 構成員 D

- 1) 令和 5・6 年度小林市競争入札参加資格者名簿 (建築設計) に登載されている者であること。
- 2) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしている者であること。
- 3) 宮崎県内に本社を有する者であること。

4. 事業者の募集及び選定について

(1) 事業者の募集及び選定の方法

本事業の募集及び選定は、競争性及び公平性に配慮した上で、提案内容及び提案価格を総合的に評価して選定事業者を決定する、公募型プロポーザルにより選定するものとする。

また、事業者の地域精通性、地元企業の活用や資材調達及び地元雇用など地域への貢献度についても評価の対象とする。

本プロポーザルは、参加者が 1 者の場合でも実施する。

(2) 募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

時期	内容
令和 5 年 7 月 14 日	公告及び募集要項等の公表
令和 5 年 7 月 18 日～7 月 27 日	募集要項等に関する質問の受付期間 (第 1 回)
令和 5 年 8 月 29 日	参加資格審査書類等の受付締切
令和 5 年 9 月 5 日	参加資格審査結果の通知
令和 5 年 8 月 30 日～9 月 11 日	募集要項等に関する質問の受付期間 (第 2 回)
令和 5 年 10 月 26 日	提案審査書類等の受付締切
令和 5 年 11 月上旬	提案審査書類に関するヒアリング 選定事業者の決定・公表
令和 5 年 11 月頃	仮契約締結
令和 5 年 12 月頃	契約に係る議会の議決 (本契約の締結)

(3) 各書類の提出先及び業務に係る問合せ先

小林市役所 経済建設部 建設課

住所：〒886-8501

宮崎県小林市細野300番地

電話：0984-23-0311

ファックス：0984-23-0766

E-mail：k\_kensetu@city.kobayashi.lg.jp

5. その他

(1) 詳細は、「小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業募集要項」「小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業要求水準書」「小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業審査基準書」「小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業様式集」を参照すること。

(2) 提案書の作成及び提出に要する費用は参加者負担とする。